

## 2018年度 入学試験問題

# 日本史 世界史 政治・経済 数学

日本史	1~14ページ
世界史	15~33ページ
政治・経済	35~48ページ
数学	51~52ページ

### 注意

- (1) 受験者は以下の要領で解答すること。

学部	学科	解答する科目
理工学部	情報システムデザイン学科	数学を解答すること (他の科目は解答できない)
上記以外の学部	上記以外の学科	日本史、世界史、政治・経済、数学から1科目を選択し解答すること (2科目以上を選択した場合は無効答案とする)

- (2) 配付する解答用紙は、各科目がセットされた冊子体となっている。  
数学が必修である理工学部情報システムデザイン学科は、試験開始前に日本史、世界史、政治・経済の解答用紙3枚を回収する。  
上記以外の学部・学科は、試験開始30分後に、選択しなかった科目の解答用紙3枚を回収する。なお、回収後には科目の変更はできない。
- (3) 解答用紙には受験番号の記入欄がそれぞれ次のようにある。  
日本史………3か所  
世界史………3か所  
政治・経済………3か所  
数学…………表面に2か所、裏面に1か所、計3か所  
各箇所とも正確、明瞭に記入すること。
- (4) 解答用紙には氏名の記入欄が1か所ある。正確、明瞭に記入すること。
- (5) 解答はすべて解答用紙の所定欄に記入すること。
- (6) 問題紙の余白は計算に使用してもよい。
- (7) 問題紙を解体して使用してはならない。
- (8) 試験開始後、問題紙に落丁・損傷がないか確認すること。
- (9) 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。

## 政 治・経 済

[ I ] 次の文章を読み、下の設問（設問1～設問8）に答えよ。 (50点)

人が自由に経済活動をなしうるということは、社会が発展していく上で欠かすことのできない要素である。日本国憲法は、経済の自由に関して、「何人も、（ア）に反しない限り、（イ）、移転及び職業選択の自由を有する」(第22条1項)、「財産権は、これを侵してはならない」(第29条1項)などの規定を設けている。

近代憲法においては、経済の自由のうち、特に財産権は神聖(絶対)不可侵の権利として厚く保護され、市民社会の法的安定を支えてきた。しかし、20世紀になると、経済の自由を原則とする市民社会の自立性は、資本主義経済の高度化に伴う社会問題の深刻化によって揺るがされることになった。すなわち、資本主義経済の高度化に伴い深刻化する社会問題は、もはや社会が自主的に解決しうる問題ではなく、国家の手に委ねられ、その社会政策・経済政策によって問題の解決が図られるべきであると考えられるようになる。

こうした福祉国家原理に基づく20世紀の憲法は、自由な経済活動がもたらしうる弊害を是正する観点から、新たに人権として社会権を保障するとともに、経済の自由に対する一定の制限を可能にするための規定を設けている。日本国憲法においても、社会権に関しては、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」(第25条1項)、「国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び（ウ）の向上及び増進に努めなければならない」(第25条2項)、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その（エ）に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」(第26条1項)、「すべて国民は、（オ）の権利を有し、義務を負ふ」(第27条1項)などの規定が置かれている。また、日本国憲法の下における財産権に対する一定の制約を基礎づける規定として、「財産権の内容は、（ア）に適合するやうに、法律でこれを定める」(第29条2項)、「私有財産は、（カ）の下に、これを公共のために用ひることができる」(第29条3項)などがある。

【設問1】文中の（ア）～（カ）に入る最も適切な憲法上の語句を、解答欄I-甲のア～カに記入せよ。

【設問2】下線部①に関連して、以下の文章の（キ）に入る最も適切な語句を、解答欄I-甲のキに漢字2字で記入せよ。

職業選択の自由とは、人が自己の従事すべき職業を選択することができる自由を指すが、同時に、職業選択の自由には、選択した職業を営む自由である（キ）の自由も含まれると一般に理解されている。

【設問3】下線部⑥に関連して、以下の文章の（ A ）～（ F ）に入る最も適切な語句を、下の語群から1つ選び、その番号を、解答欄I-乙のA～Fに記入せよ。

現代の高度化した資本主義経済を支える重要な経済主体として、会社は欠かすことのできない存在である。2006年に施行された会社法は、株式会社、合名会社、合資会社、（ A ）の4種類の会社について規定するが、その中でも、株式会社は現代社会において最も重要な会社形態である。

株式会社の出資者である株主は、株式会社の意思決定機関である（ B ）において議決権を持ち、また、（ C ）という形で株式会社が上げた利益の分配を受けることができる。なお、株式会社が倒産し、当該会社が有する財産をすべて処分しても債務を完済することができない場合であっても、株主は保有する株式の価値が無価値になるだけで、それ以上に追加の支払をする義務はない。このことを（ D ）制度といいう。

株式会社における経営の専門性・複雑性が高まるにつれて、大規模な事業を営む株式会社などでは、株主が直接に経営を担うのではなく、経営に関する専門的知識を有する経営者に当該会社の経営を委ねるようになった。もともと、株式会社の利益の帰属主体である株主とは異なり、経営者には、株式会社の価値をできるだけ高め、その利益を最大化しようとする動機が存在するとは限らない。そこで、近年では、たとえば経営者に対して（ E ）の形態で報酬を与えるなど、経営者に対する報酬制度を工夫することにより、経営者にそのような動機を生じさせようとする試みがみられる。

もちろん、今日では、株式会社は自らの利益の最大化のみを目的に行動すればよいというわけでは必ずしもなく、環境保護や社会的な貢献活動することにも責任を持つべきであると指摘されており、企業の社会的責任の考え方方が重視され始めている。こうした考え方を背景に、芸術文化活動への支援を意味する（ F ）や、慈善行為を意味するフィランソロピーに積極的に乗り出す株式会社も増えつつある。

[語群]

- |               |                 |               |
|---------------|-----------------|---------------|
| 1. 有限会社       | 2. 合同会社         | 3. 協同組合       |
| 4. 証券会社       | 5. 取締役会         | 6. 株主総会       |
| 7. 国会         | 8. 機関投資家        | 9. メインバンク     |
| 10. 利子        | 11. 為替          | 12. 配当        |
| 13. 所有と経営の分離  | 14. 株主代表訴訟      | 15. 有限責任      |
| 16. 社外取締役     | 17. コンプライアンス    | 18. ストックオプション |
| 19. ディスクロージャー | 20. コーポレートガバナンス |               |
| 21. メセナ       | 22. アカウンタビリティ   |               |

【設問4】下線部④に関連して、日用品の生活扶助費月額が健康で文化的な最低限度の生活を維持するに足りるかどうかが争われ、最高裁判所において、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、当時の厚生大臣の合目的的な裁量に委ねられているとの意見が述べられた事件を、次の1～4のうちから1つ選び、その番号を、解答欄I-乙に記入せよ。

- 1. 堀木訴訟事件
- 2. 家永訴訟事件
- 3. 朝日訴訟事件
- 4. 「宴のあと」事件

【設問5】下線部⑤に関連して、以下の文章の（ ク ）に入る最も適切な語句を、解答欄I-甲のクにカタカナで記入せよ。

日本国憲法第25条1項は生存権について規定するが、この規定については、国会に対して生存権の保障を政治的・道義的な努力目標として義務づけたものに過ぎず、個々の国民に対して具体的な権利として保障したものではないとする（ ク ）規定説と呼ばれる考え方がある。こうした考え方に対して、学説上は、日本国憲法第25条1項は、立法府に対して生存権を具体化する立法をすべき法的義務を課した規定であるとする見解も有力に主張されている。

【設問6】下線部⑥に関連して、以下の文章の（ ケ ）に入る最も適切な語句を、解答欄I-甲のケに漢字4字で記入せよ。

日本の社会福祉行政の骨格をなす福祉関係の基本法として福祉六法と呼ばれる法律がある。福祉六法は、（ ケ ）法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法の6つの法律を指す。

【設問7】下線部①に関連して、以下のa～cの記述について、正しいものには数字の1を、正しくないものには数字の2を、解答欄I-乙のa～cに記入せよ。

- a. 日本国憲法は教育を受ける権利について保障するが、義務教育を無償とすることについては日本国憲法に特に規定は設けられていない。
- b. 教育基本法は、教育の目的を明示し、教育の基本を確立することを目指して1947年に制定された法律であるが、2006年に大幅に改正され、たとえば生涯教育の理念や幼児期の教育などの項目が追加された。
- c. 全国中学校一斉学力調査の実施に反対する者が、その実施を阻止しようとして公務執行妨害罪などで起訴され、裁判の過程で子どもの教育の内容を決定する権限の所在について争われた旭川学力テスト事件で、最高裁判所は、教師には子どもの教育の内容を決定する完全な自由があるとして、国が教育の内容に介入することは許されないとし、全国中学校一斉学力調査の実施を違法であると判断した。

【設問8】下線部②に関連して、以下の文章の（コ）に入る最も適切な語句を、解答欄I-甲のコに漢字2字で記入せよ。

日本国憲法第29条3項の規定に基づき1951年に制定された土地（コ）法は、公共事業に必要な土地などの（コ）又は使用に関して、その要件、手続及び効果などについて規定する法律であり、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする。

[ II ] 次の文章を読み、下の設問（設問 1 ~ 設問 6）に答えよ。 (50点)

IMFは、1944年7月に開催されたブレトン・ウッズ会議で設立が決定され、( A ) 年3月からその業務を開始した。

IMFの当初の目的は、国際収支の悪化した加盟国への ( B ) 的な融資などを通じて、国際貿易の拡大、加盟国の高水準の雇用と国民所得の増大、為替の安定・自由化などに寄与することであった。

ブレトン・ウッズ体制のもとでの国際通貨制度は、金1オンス=35ドルの金兌換を保証した米ドルを基軸通貨として加盟各国の為替の固定レートが決定された。

そのため、この固定為替相場制は ( C ) とも呼ばれた。しかし、これは厳密な意味での固定為替相場制ではなく、定められた公定レート（平価）に対して、ブレトン・ウッズ体制のもとではその上下1%を、スマソニアン体制のもとではその上下 ( D ) %を維持することを IMF 加盟国に義務づけるという通貨制度であった。しかし、外国為替取引と国際資本移動の活発化によって、各国の中央銀行の市場介入だけでは為替レートを安定化させることが困難になってきた。

IMF協定の改正で特筆すべきことは、まず ( E ) 年の第1次改正により、加盟国の外貨準備を補完する目的で、( F ) 制度が創設されたことである。

また、1976年のIMF暫定委員会で承認されたIMF協定第2次改正案は、1978年にIMFの新協定として発効し、金に代わって ( F ) を中心的な準備資産と位置づけるなど、変動為替相場制への移行を踏まえた新しいIMF体制が正式にスタートすることになった。この体制では、短期はもちろんのこと、中・長期の為替レートの動向も予測することが難しく、為替レート決定に関するさまざまな理論・実証の研究がいまなお続けられている。

1997年にタイの通貨 ( G ) の急落に端を発したアジア通貨危機、その翌年のロシア通貨危機、そして2009年から始まったギリシャ財政危機などでは、IMFは融資などを通じて積極的に国際金融危機に対処してきた。ただし、融資に際しては金融・財政の引き締めや経済の構造改革などの融資条件、いわゆる ( H ) を課すため、当事国内で強い反対が出ることもしばしばであった。さらに現在では、世界全体、各地域および各国の経済と金融の情勢を監視し、加盟

国に経済政策に関する助言を行う活動、いわゆる（ I ）も重要な役割になっている。なお、この IMF の（ I ）に対する加盟国情報提供協力は、 IMF 協定上の義務とされている。

IMF の融資と違って、第 2 次世界大戦後の経済復興や開発などのために融資を行う国連の機関として、ブレトン・ウッズ協定に基づいて、 I B R D （世界銀行）が（ J ）年からその業務を開始することになった。その後、 1956 年に発展途上国の民間企業に融資をする（ア）、 1960 年に第 2 世界銀行とも呼ばれる（イ）がそれぞれ設立され、これら 3 機関は世界銀行グループと呼ばれている。また、 1966 年にアジアの経済開発を促すために A D B が、さらに 2016 年にはインフラ整備を主体とした融資を行うために中国主導で（ウ）が設立された。

【設問 1】文中の（ A ）～（ J ）に入る最も適切な語句や数字を、次の 1 ～ 30 のうちから 1 つ選び、その番号を、解答欄 II - 乙の A ～ J に記入せよ。

- |                |             |              |
|----------------|-------------|--------------|
| 1. 1944        | 2. 1945     | 3. 1946      |
| 4. 1947        | 5. 1955     | 6. 1956      |
| 7. 1967        | 8. 1968     | 9. 1969      |
| 10. 2.25       | 11. 2       | 12. 1.5      |
| 13. パーツ        | 14. 短期      | 15. 預金通貨     |
| 16. 金本位制       | 17. 高金利     | 18. モニタリング   |
| 19. サーベイランス    | 20. 金・ドル本位制 | 21. S D R    |
| 22. コンディショナリティ |             | 23. ルピー      |
| 24. 超長期        | 25. 準通貨     | 26. 長期       |
| 27. ドル・ペッグ制    | 28. セーフガード  | 29. コンサルティング |
| 30. ディナール      |             |              |

**【設問2】** 文中の（ア）～（ウ）に入る最も適切な国際機関の英語名の略称を、解答欄II-甲のA～Uに大文字のアルファベットで記入せよ。

**【設問3】** 下線部④に関連して、固定為替相場制の下で、たとえば、1ドル=100円、1ポンド=1.25ドルのとき、取引費用を無視すれば1ポンドは何円になるか。解答欄II-甲に数字で記入せよ。ただし、割り切れない場合は、四捨五入して小数点第2位まで求めよ。

**【設問4】** 下線部⑤に関連して、以下のa～fの記述について、正しいものには数字の1を、正しくないものには数字の2を、解答欄II-乙のa～fに記入せよ。

- a. 現在、日本銀行が為替レートの安定化のために市場介入する場合は、財務省の外国為替資金特別会計の資金を使う。
- b. 変動為替相場制のもとでは、為替レートは外国為替市場における各国通貨の需要と供給の関係によって変動する。
- c. 今日、日々の為替レートへの影響に関しては、貿易取引よりも金融取引にともなう外貨の売買の方が圧倒的に大きい。
- d. 対ドルに対する急激な円安に対して日本銀行が市場介入する場合は、円売りドル買いの為替介入を行うことになる。
- e. 為替レート決定に関する購買力平価説は、スウェーデンの経済学者カッセルによって唱えられた。
- f. 外国為替を使って貿易決済を行う場合、たとえば、輸出業者と輸入業者の間で売買契約がなされたとき、輸出業者は為替手形を振り出すと同時に、輸入企業の取引銀行に対して信用状の発行を依頼することがある。

【設問5】下線部④に関連して、この新しいIMF体制は、1976年にIMF暫定委員会が開催された都市名にちなんで何と呼ばれているか。解答欄II-甲にカタカナで記入せよ。

【設問6】下線部④に関連して、変動為替相場制のもとでは日々の為替レートの変化を理論的に予想することは困難であるが、長期の為替レートに関しては購買力平価説がしばしば参考にされる。たとえば、マクドナルドのビッグマックの価格で考えると、アメリカで5ドル、日本で380円だとした場合、購買力平価説では1ドルは何円になると計算されるか。解答欄II-甲に数字で記入せよ。ただし、割り切れない場合は、四捨五入して小数点第2位まで求めよ。

[Ⅲ] 次の文章を読み、下の設問（設問1～設問6）に答えよ。 (50点)

1955年以降の高度経済成長期に、国内の総生産や就業者数の構成比でみた産業の中心が、第1次産業から第2次産業に、さらに第3次産業へと移行し、<sup>(a)</sup>産業構造の高度化が進んだ。それに伴って高度経済成長期には、人口や企業が都市へ急速に集中する過密化が発生し、生活基盤不足などの都市問題<sup>(b)</sup>が発生した。これに対し、人口が流出する過疎化も発生し、地域社会の機能が低下する地域もあらわれた。近年では、過疎化と少子高齢化<sup>(c)</sup>が進展し65歳以上の高齢者がその地域人口の過半数を占め、集落としての共同体が維持できなくなった（A）集落とよばれる地域も増加している。人口移動においても、地方から大都市へ就学や就労した者が都市の過密、環境汚染、雇用機会への不満という現実を前に、再びふるさとに戻るという（B）現象も一部でみられるものの、東京、千葉、埼玉、神奈川の人口の合計はむしろ増加しており、この現象が定着したとはいえない。こうした中、人口減少と高齢化への対応策として、都市の中心部に商業・医療・文化施設や居住区域を集中させる（C）の建設が注目されている。

特定の地域への人口や企業の集中は、地方自治体の財政状況にも影響を与え、地方自治体が抱える累積赤字は2004年には200兆円に達し、<sup>(d)</sup>地方自治体の中には厳しい財政状況に直面しているところもある。地方自治体は財政面でも国に依存しており、基準財政収入額を基準財政需要額で除した（D）指数は都道府県間で格差が生じている。そこで国は国税の一定割合を分配し、その格差の是正を図っている。

また、行政面においてもそれまでの中央集権型行政システムから地方分権型行政システムへの移行が図られるようになった。2004年には、（E）が制定され、平成の大合併とよばれる大規模な市町村合併が進行した。さらには、従来の都道府県を新たな地方自治体の枠組<sup>(e)</sup>に再編する議論もなされている。

【設問1】文中の（ A ）～（ E ）に入る最も適切な語句を、次の語群から1つ選び、その番号を、解答欄III－乙のA～Eに記入せよ。

[語群]

- |           |              |             |
|-----------|--------------|-------------|
| 1. 限界     | 2. 空洞        | 3. 格差       |
| 4. Iターン   | 5. Uターン      | 6. Jターン     |
| 7. テクノポリス | 8. 新産業都市     | 9. コンパクトシティ |
| 10. 担税    | 11. 自主財源     | 12. 財政力     |
| 13. 地方自治法 | 14. 市町村合併特例法 | 15. 土地基本法   |

【設問2】下線部④に関連して、以下の文章の（ ア ）～（ ウ ）に入る最も適切な語句を、解答欄III－甲のア～ウに記入せよ。ただし、アは漢字4字、イは漢字2字、ウはカタカナ3字で記入せよ。

日本では高度経済成長期を通じて、産業構造は鉄鋼や石油化学など（ア）型の素材産業の比重が増大した。その後、2度の石油危機を境に、産業構造は変化し自動車や工作機械・電気機器などの組み立て産業が成長した。さらに情報技術産業やコンピューターを利用した先端技術産業など、より付加価値の高い軽薄短小型である（イ）集約型産業を基軸とする産業への転換が進んだ。1970年代半ばには、通信・金融など第3次産業の産業別の国内総生産に占める割合が50%を超過した。このように、第3次産業をはじめ、あらゆる産業において知識や情報の生産が中心となる経済の（ウ）化が進んだ。

**【設問3】** 下線部⑥に関連して、以下の文章の（エ）と（オ）に入る最も適切な語句を、解答欄III-甲のエとオに記入せよ。ただし、オはカタカナ5字で記入せよ。

人口や企業の都市への集中によって引き起こされた都市化により、都市ではさまざまな問題が顕在化した。自動車の排ガスと紫外線が反応して発生する（エ）やゴミ処理場の不足などの環境問題が発生した。また人口や企業の集中は、都市の土地利用にも影響を与え、都市の周辺が無秩序・無計画に開発され、公共施設などの社会資本の整備が困難となる（オ）現象が発生した。

**【設問4】** 下線部⑦に関連して、以下のa～eの記述について、正しいものには数字の1を、正しくないものには数字の2を、解答欄III-乙のa～eに記入せよ。

- a. 1995年の扶養係数は4.8人であり、2050年には3人になると予測されている。
- b. 日本の人口は2005年に減少に転じたが、2010年以降は再び増加している。
- c. 現在の日本は少子高齢化社会であり、年少人口だけではなく生産年齢人口も減少している。
- d. 2003年に少子化社会対策基本法が成立した。
- e. 満15歳以上の人口に労働参加率をかけたものを労働力人口という。

【設問5】下線部④に関連して、以下の文章の（カ）～（ク）に入る最も適切な語句や数字を、解答欄III-甲のカ～クに記入せよ。ただし、カは数字で記入せよ。

国のエネルギー政策の転換により、北海道夕張市では、基幹産業であった石炭産業が衰退した。夕張市は石炭産業の衰退後、地域振興政策の一環として観光産業都市への転換を試みたが、財政破綻した。（カ）年に地方財政健全化法が制定され、財政が一定以上悪化した場合は（キ）に、財政破綻した場合は（ク）に指定する制度が導入され、夕張市は現在（ク）に指定され、国の管理下で財政の立て直しを推進している。

【設問6】下線部⑤に関連して、以下の文章の（ケ）と（コ）に入る最も適切な語句を、解答欄III-甲のケとコに記入せよ。

従来の都道府県の枠組を再編し、新たな地方自治体として複数のブロックに分割しようとする（ケ）制の導入が議論されている。（ケ）制は、広域の行政需要に対応し、地方の行財政の自立性を高めることが期待されている。しかしながら、広域化によって、住民の意思が行政に反映されにくくなり、住民サービスの質を低下させることが懸念されている。また、2010年には、法令に基づいた特別地方公共団体として京都、大阪、兵庫、和歌山、滋賀、鳥取、徳島の2府5県による（コ）が発足した。